

令和7年度

第16回東松島市農業委員会総会議事録

令和7年9月25日

東松島市農業委員会

令和7年度第16回東松島市農業委員会総会議事録

日 時： 令和7年9月25日（木） 午後1時30分

場 所： 東松島市役所鳴瀬庁舎 3階 講義研修室

招集者： 東松島市農業委員会 会長 佐 藤 栄 宏

議 事： 開 会

挨 拶

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第5 議案第3号 職員の任免について

閉 会

出席委員（12名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1 番	熊 谷 奨	2 番	—	3 番	大 山 道 保
4 番	秋 本 まゆみ	5 番	—	6 番	小 岩 敏 幸
7 番	菅 井 賢 治	8 番	安 倍 民 夫	9 番	川 村 勝 雄
10 番	大 崎 康	11 番	齋 藤 宏 樹	12 番	—
13 番	安 住 高 司	14 番	今 野 嘉 彦	15 番	—
16 番	佐 藤 栄 宏				

遅参委員 なし

欠席委員（4名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
2 番	門 馬 宏 之	5 番	三 浦 牧 恵	12 番	佐 藤 祥
15 番	安 部 俊 郎				

出席事務局職員

事務局長 石 森 久 浩
事務局長補佐兼農地係長 安 倍 浩 司

【 開 会 】

○事務局長： ただいまより、第16回東松島市農業委員会総会を開催いたします。
初めに、会長よりご挨拶を申し上げます。

○佐藤栄宏会長： — 会長挨拶 —
— 会長の動向報告 —

○事務局長： 議事の進行につきましては、東松島市農業委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき、
会長が議長となり進めていただきます。
それでは会長、よろしくお願いいたします。

【 議 事 】

○議長（佐藤栄宏会長）： それでは、議事に入ります。

本日は、2番門馬宏之委員、5番三浦牧恵委員、12番佐藤祥委員、15番安部俊郎委員から欠席届
が出されております。ただいまの出席委員は16名中12名であります。定足数に達しておりますの
で、これより第16回東松島市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであり、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には東松島市農業委員会会議規則第2
8条第3項の規定に基づき、3番大山道保委員、4番秋本まゆみ委員のお二人を指名したいと思います
が、これにご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、お二人を指名いたします。

日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日限りといたしたいと
思いますが、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。

日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。その1を
事務局から説明願います。

○事務局長： その1、小松字谷地73—1、201㎡。売買による所有権移転となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 1番 熊谷奨委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○熊谷奨委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年9月22日。権利の種類は所有権移転。理由は、出し手が相続により農地を
取得したが農業はしないため、受け手は相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力
はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻と露地野菜の複合経営です。通作距離は、1km以内。権利
取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、遊休農地。総合意見と

しては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可することに決定します。

次に、その2を事務局より説明願います。

○事務局長： その2、赤井字本谷34―7 外 計8筆で1,068.73㎡。贈与による所有権移転となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 11番 齋藤宏樹委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○齋藤宏樹委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年9月20日。権利の種類は所有権移転。理由は、出し手が贈与。受け手は受贈。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、露地野菜です。通作距離は、約8km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2を許可することに決定します。

次に、その3からその5は関連がありますので、一括して事務局より説明願います。

○事務局長： その3、矢本字三間堀92 外 計25筆で22,777.93㎡。10年間の賃借権設定となります。

その4、矢本字二反走233 外 計2筆で1,784㎡。10年間の賃借権設定となります。

その5、矢本字二反走239 外 計6筆で2,853㎡。10年間の使用賃借権設定となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 7番 菅井賢治委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○菅井賢治委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年9月18日。権利の種類はその3及び4は賃借権、その5は使用賃借権。理由は、出し手が労力不足。受け手は相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、その3及び4は水稻の単一経営で、その5は露地野菜と施設野菜の経営状況です。通作距離は、約1から1.5km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その3からその5を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その3からその5を許可することに決定します。

次に、その6を事務局より説明願います。

○事務局長： その6、牛網字南大浮足83—1 外 計16筆で9,173.84㎡。2年間の使用賃借権設定となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 8番 安倍民夫委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○安倍民夫委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年9月20日。権利の種類は使用賃借権設定。理由は、出し手が相手方要望。受け手は規模拡大。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻、露地野菜の複合経営です。通作距離は、約8km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その6を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その6を許可することに決定します。
次に、その7を事務局より説明願います。

○事務局長： その7、新田字小屋14—1、1,018㎡。売買による所有権移転となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 8番 安倍民夫委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○安倍民夫委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年9月19日。権利の種類は所有権移転。理由は、出し手が相手方要望。受け手も相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、露地野菜の複合経営です。通作距離は、約3km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その7を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その7を許可することに決定します。

次に、日程第4、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。

その1を事務局より説明願います。

○局長補佐： その1、小松字上砂利田207、490㎡。転用目的は、資材置場及び駐車場敷地。現在の利用状況は、休耕中。贈与による所有権移転となります。位置図は5ページとなります。農地区分は、第1種農地ではありますが、周辺に集落があることで、集落接続による例外規定ということで、宮城県と調整を諮っております。19日の現地確認の際に、境界が一部不明確であるというご指摘を受けまして、隣接土地所有者へ土地の境界について説明するように譲渡人へ指導を行いました。その内容について文書で提出するように要請しております。その文書の提出後に許可書の交付を行うということで宮城

県と調整を諮っております。

以上です。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 12番 佐藤祥委員は欠席ですので、事務局より聞き取り調査報告をお願いします。

○事務局長： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年9月18日。転用目的は、資材置場及び駐車場。転用目的実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件への支障はなし。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

次に、日程第5 議案第3号 職員の任免について、を上程いたします。このことについては、令和7年9月22日付で、東松島市長より議案のとおり内示がありましたので、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、農業委員会の承認を求めるものであります。内容について、事務局より説明願います。

○事務局長： （資料内容に基づき説明）

○議長（佐藤栄宏会長）： 直ちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。職員の任免については、東松島市長内示のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、職員の任免については、東松島市長内示のとおり承認することに決定します。

【 閉 会 】

○議長（佐藤栄宏会長）： 以上で本日提出された議案の審議は全て終了いたしました。
これをもちまして、第16回東松島市農業委員会総会を閉会といたします。

午後1時58分 閉会

以上の記録に相違ないことを証するため、東松島市農業委員会会議規則第28
条第3項の規定により署名する。

令和7年9月25日

東松島市農業委員会会長 佐藤 栄光

署名委員 3番 大山 道保

署名委員 4番 秋本 千由み